

平成26年5月20日（火）

【照会先】

秋田労働局職業安定部職業安定課  
課長 佐々木 隆治  
若年者対策係長 高橋 修  
電話 018-883-0007

報道関係者 各位

～新卒者に対する採用選考等のルールを守りましょう！～

平成26年度「秋田県学校卒業者就職問題連絡協議会」

における申し合わせについて

平成27年3月新規学校卒業者の学校における、適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立による、適正な推薦・選考等がなされることを目的として、平成26年4月22日に「平成26年度秋田県学校卒業者就職問題連絡協議会」を開催しました。

この協議会において、別添1から別添3のとおり申し合わせがなされ、関係各機関において遵守することとなりました。

主な内容は下記のとおりです。

記

- 1 平成27年3月新規中学校・高等学校卒業予定者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（別添1）

【主な内容】

**（1）高卒の求人受付：6月20日から**

（2）高卒の求人公開：7月1日から

（3）高卒の選考開始、採用内定日：9月16日から

- 2 平成27年3月大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動に係る取扱い等について（別添2）

【主な内容】

（1）大卒者等の採用内定日：10月1日から

- 3 平成27年3月新規高等学校卒業予定者の応募・推薦に係る申し合わせについて（別添3）

【主な内容】

（1）複数応募制：一人3社まで応募可能とする。

平成 27 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦  
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

平成 26 年 4 月 22 日  
秋田県学校卒業者就職問題連絡協議会

平成 27 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職について、早期選考など行き過ぎた求人活動の自粛を求め、正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の実施を図るため、本県の取扱いを次のとおりとし、その遵守について関係者に対し周知徹底するものとする。

**第 1 求人受理及び推薦、選考開始の時期並びに採用内定について**

1 新規中学校卒業生

- (1) 求人の受理は、求人事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という）において、平成 26 年 6 月 20 日から開始し、他安定所への求人連絡は、平成 26 年 7 月 1 日以降随時行うものとする。
- (2) 推薦、選考は、平成 26 年 12 月 1 日以降開始するものとする。
- (3) 採用内定は、選考開始と同日以降に行うものとする。

2 新規高等学校卒業生

- (1) 求人は、管轄の安定所に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの確認を受けることとし、確認印を受けた求人票（同写）によらない求人に対しては、学校は生徒の推薦を行わないものとする。
- (2) 求人の受理は、求人事業所を管轄する安定所において、平成 26 年 6 月 20 日以降開始し、求人者に対する当該求人票の返戻及び他安定所への求人連絡は、平成 26 年 7 月 1 日以降行うものとする。
- (3) 推薦開始日は、平成 26 年 9 月 5 日以降（文書到着主義）とし、選考開始期日は平成 26 年 9 月 16 日以降とする。
- (4) 採用内定は、選考開始と同日以降に行うものとする。

**第 2 求人活動のための学校訪問について**

求人者又はその委託を受けた者が行う求人活動のための学校訪問については、原則として安定所の求人の受付において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

### 第3 家庭訪問の取扱いについて

求人者又はその委託を受けた者が、求人活動のために生徒の家庭を訪問することはこれを全面的に禁止するものとする。

### 第4 就業開始期日について

- 1 中学校  
実習、研修等を含め、平成27年4月1日以降とすること。
- 2 高等学校  
実習、研修等を含め、卒業後とすること。

### 第5 選考結果の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないように十分配慮しつつ、できる限りすみやかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

### 第6 文書募集の取扱いについて

- 1 新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。
- 2 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集は、卒業年の前年の7月1日以降とすること。なお、これを行う場合には、次の条件によること。
  - (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
  - (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の受付番号を掲載すること。
  - (3) 生徒の応募受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

### 第7 その他

- 1 応募書類の取扱いについて  
高等学校は、生徒の推薦に際し、厚生労働省、文部科学省及び全国高等学校長協会の協議のもとに定められた統一応募書類（「履歴書」、「調査書」）を使用することとし、求人者に対し他の書類の提出を求めないよう指導するものとする。
- 2 安定所及び学校との連携  
安定所及び学校は、関係機関並びに関係団体等と協力のうえ、県内就職促進するために必要な労働市場情報の提供に努め、県内企業に対する関心を高めるとともに、県内企業における受入体制の整備、向上並びに就職者の職場適応について、事業主の理解と協力を求めるものとする。

## 平成 27 年 3 月大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の 就職・採用活動に係る取扱い等について

平成 26 年 4 月 22 日  
秋田県学校卒業者就職問題連絡協議会

平成 26 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たっては、平成 25 年度と同様、企業側の「大学卒業予定者・大学院修士課程修了予定者等の採用選考に関する企業の倫理憲章」（以下「倫理憲章」という。）と、大学等側の「平成 26 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）の合意内容を踏まえ、その遵守について関係者に対し周知徹底するものとする。

### 第 1 採用・就職活動に関する企業側と大学側の合意内容について

企業側及び大学等側は、採用・就職は自己の責任において行われるべきものであるとの基本認識に立ち、企業側は「倫理憲章」を、また、大学等側は「申合せ」をそれぞれ定め、双方は、倫理憲章及び申合せを尊重した採用活動・就職の取扱いを行うことで合意したことを確認した。

### 第 2 「倫理憲章」の内容について

#### 1 公平・公正な採用の徹底

公平・公正で透明な採用の徹底に努め、男女雇用機会均等法に沿った採用選考活動を行うのはもちろんのこと、学生の自由な就職活動を妨げる行為（正式内定日前の誓約書要求など）は一切しない。また、大学所在地による不利が生じぬよう留意する。

#### 2 正常な学校教育と学習環境の確保

在学全期間を通して知性、能力と人格を磨き、社会に貢献できる人材を育成、輩出する高等教育の趣旨を踏まえ、採用選考活動にあたっては、正常な学校教育と学習環境の確保に協力し、大学等の学事日程を尊重する。

#### 3 採用選考活動早期開始の自粛

学生が本分である学業に専念する十分な時間を確保するため、採用選考活動の早期開始は自粛する。具体的には広報活動ならびに選考活動について、以下の期日より早期に行うことは厳に慎む。

なお、以下の開始時期に関する規定は、日本国内の大学・大学院等に在籍する学生を対象とするものとする。

(1) 広報活動の開始

インターネット等を通じた不特定多数向けの情報発信以外の広報活動については、卒業・修了学年前年の12月1日以降に開始する。それより前は、大学が行う学内セミナー等への参加も自粛する。また、広報活動の実施にあたっては、学事日程に十分配慮する。

(2) 選考活動の開始

面接等実質的な選考活動については、卒業・修了学年の4月1日以降に開始する。

4 広報活動であることの明示

12月1日以降の広報活動の実施にあたっては、当該活動への参加の有無がその後の選考に影響しないものであることを学生に明示する。

5 採用内定日の遵守

正式な内定日は、卒業・修了学年の10月1日以降とする。

6 多様な採用選考機会の提供

海外留学生や、未就職卒業者への対応を図るため、通年採用や夏季・秋季採用等の実施など、多様な採用選考機会の提供に努める。

7 その他

(1) 高校卒業予定者については教育上の配慮を最優先とし、安定的な採用の確保に努める。

(2) インターンシップは、産学連携による人材育成の観点から、学生の就業体験の機会を提供するために実施するものである。したがって、その実施にあたっては、採用選考活動（広報活動・選考活動）とは一切関係ないことを明確にして行うこととする。

### 第3 「申合せ」の内容について

1 就職・採用活動の早期化是正について

(1) 就職・採用活動の早期化是正について

学校教育上重要な時期である卒業・修了年次当初及びそれ以前は、学内及び学外で企業が実施する採用選考のための「企業説明会」（名称に関わらず、実質的に採用選考のための説明会を指す。）に対して会場提供や協力を行わない。

一方で、企業の採用情報等の発信を目的とした採用広報のための説明会等を大学等の協力の下に実施する場合は、参加の有無がその後の選考に影響しないことを学生に対して明示する。さらに、卒業・修了

前年度の3月より前に行う企業の活動については、採用に直結しない、学生の職業観や勤労観の育成を図るための業界研究や企業研究に資する企業の一般的な広報活動であることの確認をすること。

これらの趣旨を踏まえ、学生に対する就職指導を適切に行う。

(2) 学校推薦の取扱いについて

学校推薦は、原則として7月1日以降とする。

(3) 正式内定開始について

正式内定日は、10月1日以降である旨学生に徹底する。正式内定に至るまでの間においては、複数の内々定の状態が継続しないよう、学生を指導するとともに、9月30日以前の内々定は学生を拘束しないものである旨徹底する。

2 就職・採用活動の公平・公正の確保について

(1) 学生の応募書類について

学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書《卒業見込証明書を含む》』）」とし、企業に対して、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類」《エントリーシート等を含む》、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めないよう要請する。

(2) 男女雇用機会均等について

採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に則って行われるべきであり、その旨を企業側に徹底するよう要請する。特に、総合職採用における女子学生への配慮を要請する。

3 その他の事項について

(1) 職業観や勤労観の涵養について

学生個々人の個性や適性に応じた職業を学生自ら選択できる能力の育成や学修意欲を高めるため、学生の職業観や勤労観を涵養することは重要であり、大学等においては教育課程の実施や厚生補導を通じてキャリア教育やインターンシップを推進する。

また、大学等において学生の職業観・勤労観の育成等の取組等を行う場合には、企業の採用活動とは切り離れた形での特段の教育的配慮をもって行う。

(2) 「申合せ」の周知について

各大学等は、学内の教職員はもとより、学生への周知徹底を図るとともに、企業等に求人依頼文書を発送する際、この「申合せ」を添付し、その趣旨の理解を図る。

(3) 就職・採用活動の改善に向けて

正常な学校教育と学生の健全な学修環境を確保するため、就職問題懇談会は、大学等が要請する就職・採用活動の改善に向け、引き続き企業側との協議を行うこととする。

#### 第4 公共職業安定機関における取扱いについて

倫理憲章及び申合せの内容を踏まえ、平成26年度の公共職業安定機関における取扱いは、次のとおりとする。

##### 1 求人票等の展示・公開の取扱いについて

平成26年度大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、平成26年4月1日以降に展示・公開する。

なお、平成26年4月1日前に求人を受理する場合においても、当該求人者に求人票展示・公開日等について説明をし、了解を求めておく。

##### 2 公共職業安定機関が作成する求人情報、ガイドブック等について

大学等卒業予定者を対象とした求人要項記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、平成26年4月1日以降とする。

##### 3 公共職業安定機関が主催する学生対象の就職面接会について

公共職業安定機関が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、求人展示・公開開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。

##### 4 専修学校等卒業予定者の取扱いについて

倫理憲章及び申合せは、平成26年度専修学校卒業予定者、公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者、高等学校専攻科卒業予定者を対象とするものではないが、公共職業安定機関においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

平成27年3月新規高等学校卒業者の就職に係る応募・推薦  
に係る申し合わせについて

平成26年4月22日  
秋田県学校卒業者就職問題連絡協議会

従来の1人1社制などの就職慣行については、社会・経済環境の変化に伴い、生徒と仕事のミスマッチの発生や卒業後の無業者・フリーターの増加につながっているという問題意識から、平成16年3月新規高卒者から1人3社までの複数応募を認めることとしております。これに基づき、労働局及び県教育委員会においては、企業及び高校への周知・理解を図るとともに、様々な機会において問題点の確認・整理を行い、環境整備に努めてきたところです。

については、昨年度に引き続き、下記のとおり実施することといたします。

記

1. 「複数応募制」について

- (1) 生徒は、応募・推薦の当初の段階から3社まで応募することができる。  
(但し、県内求人事業所に応募・推薦する場合に限る。)
- (2) 県教育委員会及び高校は、複数応募制の一層の普及・定着に努めるとともに、制度の有効活用により生徒が適切な職業選択ができるよう、望ましい勤労観・職業観の一層の育成に努める。
- (3) 労働局及びハローワークは、県内企業への周知・理解に努め、一層の導入促進を図るほか、県及び関係機関と連携して生徒の職業意識形成支援に努める。

2. 「公務員との併願」について

- (1) 民間企業と公務員の両方合格した場合、進路の選択については生徒の意志を尊重することとする。なお、公務員の合格発表が遅いことから、企業は入社承諾書等を提出させる場合、十分ゆとりを持たせるよう配慮するよう指導に努める。